

諏訪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

## 諏訪市条例第 12 号

諏訪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

諏訪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年諏訪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条（見出しを含む。）、第 12 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 15 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 18 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 20 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 22 条第 3 項中「係る利用定員」を「係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第 28 条後段を削る。

第 29 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。